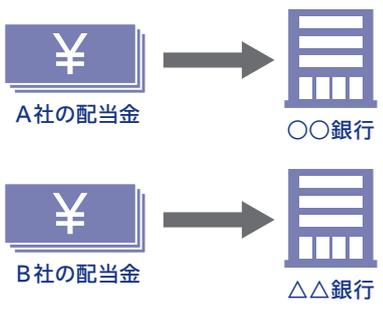
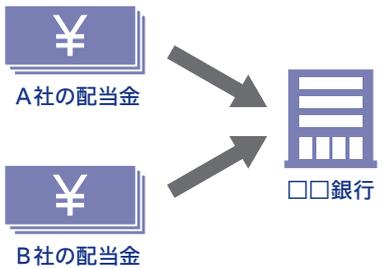
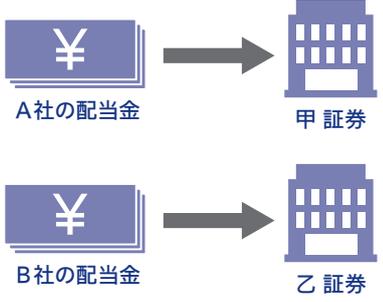


口座振込による配当金受取のご案内

口座振込による配当金受取は
もらい忘れなし
銀行窓口に行く必要なし

お手続きは「カンタン」、
配当金振込指定書をご提出いただくだけで手続完了。
●配当金振込指定書には、お届印を押印いただきます。
※ご住所・お届印等の変更・喪失等の場合は、別途お手続きをいただきます。

口座振込による配当金受取方法には次の**1**～**3**の方式がございます。
株主様のニーズに応じてお選びください。

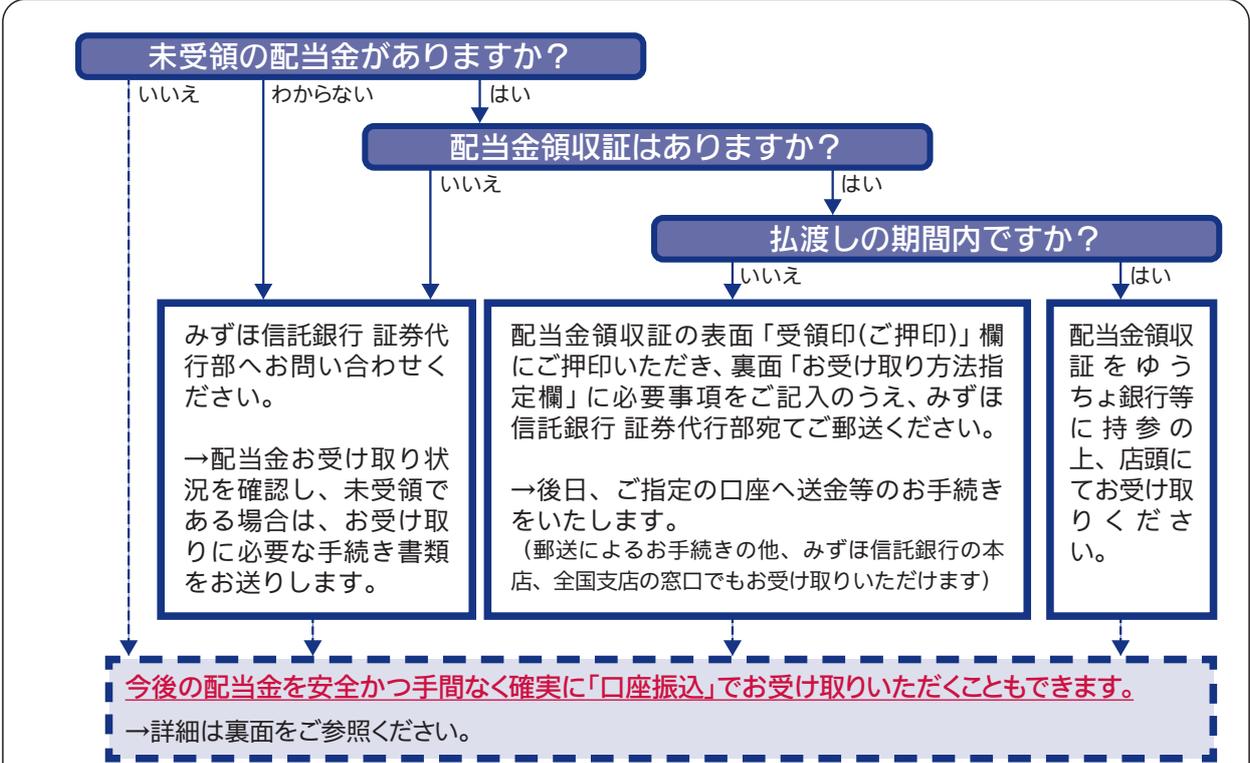
銀行口座 で受領する	1 個別銘柄指定方式 銘柄ごとに銀行等の口座を指定し、配当金をお受け取りいただける方式です。 ■銘柄ごとにお手続きが必要です。	
	2 登録配当金受領口座方式 すべての銘柄の配当金を、あらかじめ指定いただいた1つの銀行等の口座で配当金をお受け取りいただける方式です。 ◎一回のお申込みで、所有されているすべての銘柄のお手続きができます。	
証券口座 で受領する 保有株式の管理口座が信託銀行の 特別口座 の場合、 3 は選択できません。	3 株式数比例配分方式 お取引の証券会社の証券口座で配当金をお受け取りいただける方式です。 「NISA」少額投資非課税制度において、配当金等の非課税の適用を受けるためには、本方式（株式数比例配分方式）をご選択いただく必要がございます。	

特別口座を除き、お手続き・お問い合わせはお取引の証券会社へ

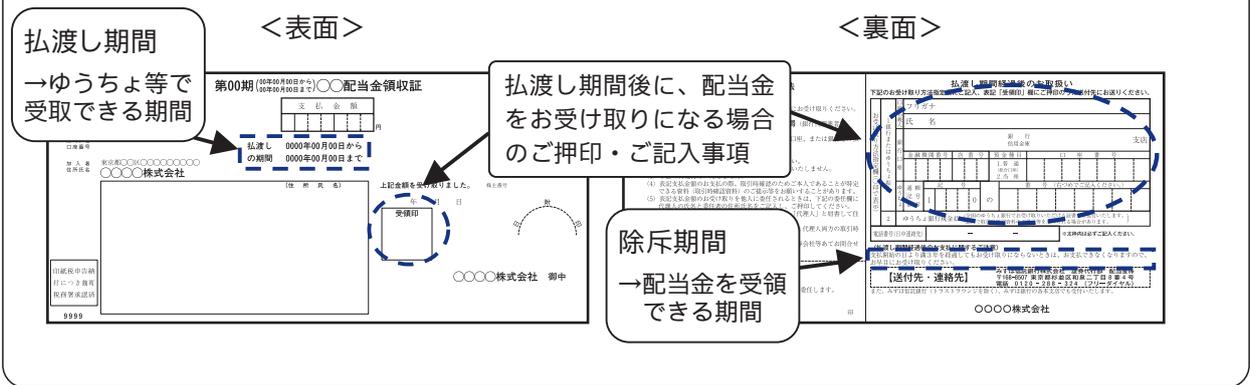
特別口座とは 株券電子化実施時に株券を預託していなかった株主様の権利を保全するために、発行会社の申出により株主様名義で開設した暫定的な口座であり、この口座で株式を売買することはできません。

●特別口座の方は下記フリーダイヤルにてご郵送、またはみずほ信託銀行本・支店でもお手続き可能です。(お届印が必要です)
*お手続き場所についてご不明な場合は、下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。

未受領の配当金のお受け取り方法について



【配当金領収証の例】



1 配当金はすべてお受け取りいただいていますか？過去の配当金であっても、会社の定める(*)一定期間内は、お受け取りいただくことができます。

(*)配当金の支払開始日から会社の定めた期間(除斥期間)を過ぎている場合は、お受け取りいただけない場合もございますので、お早めにお受け取りください。

2 また、株主様ご本人が亡くなった場合でも、相続のお手続きをすることで受取可能となります。

除斥期間や相続に関するお手続き書類のお問い合わせ、その他ご不明点につきましては、みずほ信託銀行 証券代行部へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

みずほ信託銀行 証券代行部 ☎0120-288-324 受付時間:平日9:00~17:00(土曜・日曜・祝日・銀行休業日を除きます)
 [郵送物送付先] 〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号